

千葉市環境影響評価等技術指針の新旧対照表

改 定 前	改 定 後 (案)
第 1 章 総論 第 1 趣旨 1 この技術指針は、千葉市環境影響評価条例（平成 10 年千葉市条例第 39 号。以下「条例」という。）第 7 条第 1 項の規定に基づき、事前配慮、環境影響評価及び事後調査等（以下「環境影響評価等」という。）が科学的かつ適正に実施されるよう、環境影響評価等の項目並びに調査、予測及び評価の手法など必要な技術的事項を定めるものである。 2 この技術指針は、基本的かつ一般的な事項について定めるものであり、事業者が環境影響評価等を実施するに当たっては、対象とする事業の特性及び地域特性を勘案した上で、適宜取捨選択を行うことができる。また、この技術指針に定めのない事項においても、必要に応じ、追加、補足し、あるいはこの技術指針に定めるものと同程度以上の効果を有する調査、予測等の方法がある場合には、その方法によることができる。 第 2 環境影響評価等に関する基本的事項 1 環境影響評価等を実施する時期 環境影響評価を実施する時期は、対象事業の内容が概ね特定され、かつ、当該事業の計画が変更可能な時期とする。但し事前配慮については、計画のできるだけ早期から取り組むこととする。 2 環境影響評価等の対象とする地理的範囲 環境影響評価等の対象とする地理的範囲は、原則として千葉市域（海域を含む。）のうち当該事業により環境影響が及ぶ可能性のある範囲とし、必要に応じ千葉市に隣接する地域を含んで実施することができる。 3 環境影響評価等の実施に当たっての基本方針 事業計画の策定に当たっては、地域環境及び地球環境の保全への配慮の観点から、千葉市環境基本計画との十分な整合を図るものとする。 環境影響評価等の各段階において、環境	第 1 章 総論 第 1 趣旨 1 この技術指針は、千葉市環境影響評価条例（平成 10 年千葉市条例第 39 号。以下「条例」という。）第 7 条第 1 項の規定に基づき、事前配慮、環境影響評価及び事後調査等（以下「環境影響評価等」という。）が科学的かつ適正に実施されるよう、環境影響評価等の項目並びに調査、予測及び評価の手法など必要な技術的事項を定めるものである。 2 この技術指針は、基本的かつ一般的な事項について定めるものであり、事業者が環境影響評価等を実施するに当たっては、対象とする事業の特性及び地域特性を勘案した上で、適宜取捨選択を行うことができる。また、この技術指針に定めのない事項においても、必要に応じ、追加、補足し、あるいはこの技術指針に定めるものと同程度以上の効果を有する調査、予測等の方法がある場合には、その方法によることができる。 第 2 環境影響評価等に関する基本的事項 1 環境影響評価等を実施する時期 環境影響評価を実施する時期は、対象事業の内容が概ね特定され、かつ、当該事業の計画が変更可能な時期とする。但し事前配慮については、計画のできるだけ早期から取り組むこととする。 2 環境影響評価等の対象とする地理的範囲 環境影響評価等の対象とする地理的範囲は、原則として千葉市域（海域を含む。）のうち当該事業により環境影響が及ぶ可能性のある範囲とし、必要に応じ千葉市に隣接する地域を含んで実施することができる。 3 環境影響評価等の実施に当たっての基本方針 事業計画の策定に当たっては、地域環境及び地球環境の保全への配慮の観点から、千葉市環境基本計画との十分な整合を図るものとする。 環境影響評価等の各段階において、環境

影響の回避・低減に配慮し、事業計画に反映する。 環境影響評価の実施に当たっては、客観的かつ科学的な手法により行うものとし、必要に応じ専門家等知見を有する者の助言を得るものとする。 環境影響評価の実施においては、市民の参加によってよりよい事業のあり方を環境影響の側面から求めていくものであることを考慮し、情報公開やまた図書の記述においては論理的かつわかりやすいものとするに努めること。 第2章 環境影響評価等の手順 環境影響評価等に係る調査等は以下に示す手順により実施する。（図1参照） 第1 事業計画概要書作成に係る手順（事前配慮） 1 概況調査の実施 概況調査は、事前配慮及び環境影響評価の項目の選定並びに調査、予測及び評価の手法の選定を行うにあたり必要とする対象事業実施地域及びその周辺地域の概況と基礎的な環境特性を把握することにより行う。 (1) 概況調査の対象項目 概況調査は、表1に示す地域の環境要素の状況、それに関連する社会経済の状況、地域の環境保全の状況について実施する。 (2) 概況調査の実施方法 概況調査は、主に既存資料の収集・解析により実施するものとするが、必要に応じて概略の現地踏査及び市、県、専門家その他の当該情報に関する知見を有する者からの聞き取り調査を実施する。 (3) 概況調査結果の整理 概況調査の結果の記述は、地域の環境要素の状況、それに関連する社会経済の状況、地域の環境保全の状況について行うとともに、対象事業を実施しようとする地域及びその周辺地域において、自然環境の保全、人の健康の保護、生活環境の保全の観点から、影響の回避、低減を行うことが望ましい地域又は対象について明らかにする。 2 事前配慮の実施	影響の回避・低減に配慮し、事業計画に反映する。 環境影響評価の実施に当たっては、客観的かつ科学的な手法により行うものとし、必要に応じ専門家等知見を有する者の助言を得るものとする。 環境影響評価の実施においては、市民の参加によってよりよい事業のあり方を環境影響の側面から求めていくものであることを考慮し、情報公開や図書の記述においては論理的かつわかりやすいものとするに努めること。 第2章 環境影響評価等の手順 環境影響評価等に係る調査等は以下に示す手順により実施する。（図1参照） 第1 事業計画概要書作成に係る手順（事前配慮） 1 概況調査の実施 概況調査は、事前配慮及び環境影響評価の項目の選定並びに調査、予測及び評価の手法の選定を行うにあたり必要とする対象事業実施地域及びその周辺地域の概況と基礎的な環境特性を把握することにより行う。<u>この場合において、過去の状況の推移及び将来の状況も把握する。</u> (1) 概況調査の対象項目 概況調査は、表1に示す地域の環境要素の状況、それに関連する社会経済の状況、地域の環境保全の状況等について実施する。 (2) 概況調査の実施方法 概況調査は、主に既存資料の収集・解析により実施するものとするが、必要に応じて<u>概括的な</u>現地踏査及び市、県、専門家その他の当該情報に関する知見を有する者からの聞き取り調査を実施する。 (3) 概況調査結果の整理 概況調査の結果の記述は、地域の環境要素の状況、それに関連する社会経済の状況、地域の環境保全の状況について行うとともに、対象事業を実施しようとする地域及びその周辺地域において、自然環境の保全、人の健康の保護、生活環境の保全の観点から、影響の回避、低減を行うことが望ましい地域又は対象について明らかにする。 2 事前配慮の実施
---	---

概況調査により明らかにした環境要素の状況、及び配慮を図るべき地域又は対象を踏まえ、千葉市環境基本計画の趣旨を事業計画に反映させる。 (1) 事前配慮の対象項目 事前配慮の対象項目は、千葉市環境基本計画第6章第2節主要開発事業別配慮事項に掲げる配慮事項の区分に定めるところによる。 (2) 事前配慮の実施方法 事前配慮は以下の手順によって行う。 ア 対象事業計画を考慮し、概況調査結果並びに千葉市環境基本計画第6章行政区別等の環境配慮指針の第1節行政区別の重点課題と配慮の方向より、当該事業において配慮すべき事項を抽出し、今後の事業計画検討及び環境影響評価における展開の方向性を検討する。 イ 対象事業計画及び概況調査結果を勘案し、千葉市環境基本計画第6章行政区別等の環境配慮指針の第2節主要開発事業別配慮事項に掲げる配慮事項について検討し、以下の事項に区分を行う。 (ア) 事業計画概要書に掲げる事業計画において配慮した事項 (イ) 事業計画の熟度に応じて今後配慮していく事項 (ウ) 当該事業においては配慮することが困難な事項 (エ) 当該事業においては配慮を要しない事項 ウ (ア) に区分した事項については、配慮した内容を明らかにする。 エ (イ) に区分した事項については、今後の計画策定及び環境影響評価の実施における配慮の方針を明らかにする。 オ (ウ) 及び (エ) に区分した事項については、その理由を明らかにする。 3 事業計画概要書の作成 以上の過程により得られた結果をとりまとめ、事業計画概要書を作成する。 第2 方法書作成に係る手順 1 環境影響評価項目の選定 (1) 環境影響要因の抽出 対象行為に係る全ての行為のうち、環境への影響が想定される行為（以下「環	概況調査により明らかにした環境要素の状況、及び配慮を図るべき地域又は対象を踏まえ、千葉市環境基本計画の趣旨を事業計画に反映させる。 (1) 事前配慮の対象項目 事前配慮の対象項目は、千葉市環境基本計画第6章第2節主要開発事業別配慮事項に掲げる配慮事項の区分に定めるところによる。 (2) 事前配慮の実施方法 事前配慮は以下の手順によって行う。 ア 対象事業計画を考慮し、概況調査結果及び千葉市環境基本計画第6章行政区別等の環境配慮指針の第1節行政区別の重点課題と配慮の方向より、当該事業において配慮すべき事項を抽出し、今後の事業計画の検討及び環境影響評価における展開の方向性を検討する。 イ 対象事業計画及び概況調査結果を勘案し、千葉市環境基本計画第6章行政区別等の環境配慮指針の第2節主要開発事業別配慮事項に掲げる配慮事項について検討し、以下の事項に区分する。 (ア) 事業計画概要書に掲げる事業計画において配慮した事項 (イ) 事業計画の熟度に応じて今後配慮していく事項 (ウ) 当該事業においては配慮することが困難な事項 (エ) 当該事業においては配慮を要しない事項 ウ (ア) に区分した事項については、配慮した内容を明らかにする。 エ (イ) に区分した事項については、今後の計画策定及び環境影響評価の実施における配慮の方針を明らかにする。 オ (ウ) 及び (エ) に区分した事項については、その理由を明らかにする。 3 事業計画概要書の作成 以上の過程により得られた結果をとりまとめ、事業計画概要書を作成する。 第2 方法書作成に係る手順 1 環境影響評価項目の選定 (1) 環境影響要因の抽出 対象事業に係る全ての行為のうち、環境への影響が想定される行為（以下「環
---	--

環境影響要因」という。)を抽出する。 環境影響評価の対象とする行為の範囲は、当該事業に係る工事、工事が完了した後の土地及び工作物(以下「土地等」という。)の存在、土地等の供用に伴い行われる事業活動その他の人の活動とする。 (2) 環境影響要素の抽出 影響を受けることが予想される環境要素(以下「環境影響要素」という。)を抽出する。 環境影響評価の対象とする要素の範囲は、千葉市環境基本条例(平成6年千葉市条例第43号)の趣旨にのっとり、表2に掲げるところとする。 なお、表2は、すべての事業に共通するものとして策定したものであり、抽出に当たっては、当該事業の特性、概況調査結果から見た地域の特性に応じて環境影響要素の細区分の追加、削除を行う。 (3) 影響評価項目の選定 抽出された環境影響要因から環境影響要素への影響の発生過程を検討するとともに、事業特性及び概況調査結果からみた地域特性等から影響の程度を想定し、一定程度の影響が想定される場合に、環境影響評価を行う環境要素(以下「影響評価項目」という。)として選定する。 なお、この場合、環境汚染物質に係る項目については具体的な物質名あるいは指標名を、生物の多様性の確保と多様な自然環境の保全や快適な生活環境の保全に係る項目においては特に注目すべき対象の種名、場所名等を可能な限り明らかにする。 (4) 影響評価項目の重点化等 選定した影響評価項目は、項目の特性及び想定される環境影響の程度を踏まえ、以下の重点化等の区分を行う。 ア 調査、予測、評価を標準的な手法により実施する項目(一般項目) イ 調査、予測、評価を詳細に実施する項目(重点化項目)	環境影響要因」という。)を抽出する。 環境影響評価の対象とする行為の範囲は、当該事業に係る工事、工事が完了した後の土地及び工作物(以下「土地等」という。)の存在、土地等の供用に伴い行われる事業活動その他の人の活動、<u>対象事業の一部として、当該対象事業が実施されるべき区域にある工作物の撤去若しくは廃棄、又は対象事業の実施後、当該対象事業の目的に含まれる工作物の撤去若しくは廃棄が予定されている場合の当該撤去若しくは廃棄とする。</u> (2) 環境影響要素の抽出 影響を受けることが予想される環境要素(以下「環境影響要素」という。)を抽出する。 環境影響評価の対象とする要素を抽出するに当たっては、千葉市環境基本条例(平成6年千葉市条例第43号)の趣旨にのっとり、表2に掲げるところを<u>参考とする。</u> なお、表2は、すべての事業に共通するものとして策定したものであり、抽出に当たっては、当該事業の特性、概況調査結果から見た地域の特性を踏まえて環境影響要素の細区分の追加、削除を行う。 (3) 影響評価項目の選定 抽出された環境影響要因から環境影響要素への影響の発生過程を検討するとともに、事業特性及び概況調査結果からみた地域特性等から影響の程度を想定し、一定程度の影響が想定される場合に、環境影響評価を行う環境要素(以下「影響評価項目」という。)として選定する。 なお、この場合、環境汚染物質に係る項目については具体的な物質名あるいは指標名を、生物の多様性の確保と多様な自然環境の保全や快適な生活環境の保全に係る項目においては特に注目すべき対象の種名、場所名等を可能な限り明らかにする。 (4) 影響評価項目の重点化等 選定した影響評価項目は、項目の特性及び想定される環境影響の程度を踏まえ、以下の重点化等の区分を行う。 ア 調査、予測、評価を標準的な手法により実施する項目(一般項目) イ 調査、予測、評価を詳細に実施する項目(重点化項目)
--	---

ウ 調査、予測、評価を簡略化して実施する項目（簡略化項目） エ 調査、予測、評価を行わず一般的な配慮事項で対処する項目（配慮項目） (5) 項目選定結果の整理 影響評価項目の選定結果について、以下の整理を行う。 ア 影響評価項目及び重点化又は簡略化した項目が一覧できるマトリクス表（表3参照） イ 選定した影響評価項目ごとの選定理由及び重点化又は簡略化の理由並びに影響評価の観点、選定しなかった環境要素について選定しなかった理由をとりまとめた表 ウ 影響要因が相互に関連し合うなど、必要な場合は、環境影響要因から環境評価項目への環境影響の発生過程がわかる関係図 2 調査、予測及び評価手法の検討 選定した影響評価項目について、第3の2 調査の実施、3 予測の実施及び5 評価の実施の内容及び表4及び表5を参考として、調査、予測及び評価手法を検討する。 調査手法については、調査内容、調査方法、調査地域及び地点を定めて調査を行う場合はその地点、調査期間及び頻度等について検討する。 予測手法については、予測内容、予測方法、予測地域及び地点を定めて予測を行う場合はその地点、予測時期について検討する。 なお、表4及び表5は全ての事業及び全ての影響要因に共通するものとして策定したものであるため、手法の選定に当たっては、事業の特性、概況調査結果からみた地域の特性を踏まえ、項目選定で行った重点化、簡略化の区分に応じて適切に設定する。その場合、表4及び表5に記載した手法と同等又はそれ以上の信頼性を有する手法であれば、その根拠を示した上でその手法を用いることができる。 3 方法書の作成 事業の内容と、以上の概況調査結果、事前配慮内容、影響評価項目の選定結果、調査、予測及び評価手法の検討結果を、方法書としてとりまとめる。	ウ 調査、予測、評価を簡略化して実施する項目（簡略化項目） エ 調査、予測、評価を行わず一般的な配慮事項で対処する項目（配慮項目） (5) 項目選定結果の整理 影響評価項目の選定結果について、以下の整理を行う。 ア 影響評価項目及び重点化又は簡略化した項目が一覧できるマトリクス表（表3参照） イ 選定した影響評価項目ごとの選定理由及び重点化又は簡略化の理由並びに影響評価の観点をとりまとめた表 ウ 影響要因が相互に関連し合うなど、必要な場合は、環境影響要因から環境評価項目への環境影響の発生過程がわかる関係図 2 調査、予測及び評価手法の検討 選定した影響評価項目について、第3の2 調査の実施、3 予測の実施及び5 評価の実施の内容及び表4及び表5を参考として、調査、予測及び評価手法を検討する。 調査手法については、調査内容、調査方法、調査地域及び地点を定めて調査を行う場合はその地点、調査期間及び頻度等について検討する。 予測手法については、予測内容、予測方法、予測地域及び地点を定めて予測を行う場合はその地点、予測時期について検討する。 なお、表4及び表5は全ての事業及び全ての影響要因に共通するものとして策定したものであるため、手法の選定に当たっては、事業の特性、概況調査結果からみた地域の特性を踏まえ、項目選定で行った重点化、簡略化の区分に応じて適切に設定する。その場合、表4及び表5に記載した手法と同等又はそれ以上の信頼性を有する手法であれば、その根拠を示した上でその手法を用いることができる。 3 方法書の作成 事業の内容と、以上の概況調査結果、事前配慮内容、影響評価項目の選定結果、調査、予測及び評価手法の検討結果を、方法書としてとりまとめる。
--	---

第3 準備書作成に係る手順

1 影響評価項目並びに調査、予測及び評価手法の決定

方法書に対する住民意見、市長意見に基づき影響評価項目並びに調査、予測及び評価手法を見直すとともに、必要に応じて事業計画の見直しを行う。

事業計画の見直しは、環境影響の回避・低減の観点から行う。

なお、調査、予測及び評価手法は、その後の調査等の結果及び事業計画の検討状況に応じ、適宜見直しを行うものとする。

2 調査の実施

対象事業を実施しようとする地域の環境の現況について、予測及び評価を行うに当たって必要な情報を得ることを目的とし、調査を実施する。

調査手法の検討及び実施に当たっての基本的な考え方は以下のとおりとする。

(1) 調査内容及び調査方法

調査は影響評価項目の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、予測及び評価において必要とされる精度が確保されるよう、適切な調査内容及び具体的な調査又は測定の方法を選定する。

法令等により調査又は測定の方法が定められている場合には、これを踏まえ適切な調査方法を選定する。

(2) 調査対象地域及び調査地点

調査の対象とする地理的範囲は、調査対象の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、対象事業の実施により環境の状況が一定程度以上変化する範囲又は環境が直接改変を受ける範囲及びその周辺等とし、その設定の理由を明らかにする。また、調査範囲の設定においては、必要に応じて概略の影響検討を実施して適切に設定する。

調査対象の特性に応じて調査対象地域内に調査地点を設定する場合は、調査内容及び特に影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、地域を代表する

第3 準備書作成に係る手順

1 影響評価項目並びに調査、予測及び評価手法の決定

方法書に対する住民意見、市長意見に基づき影響評価項目並びに調査、予測及び評価手法を見直すとともに、必要に応じて事業計画の見直しを行う。

事業計画の見直しは、環境影響の回避・低減の観点から行う。

なお、調査、予測及び評価手法は、その後の調査等の結果及び事業計画の検討状況に応じ、適宜見直しを行うものとする。

2 調査の実施

対象事業を実施しようとする地域の環境の状況について、予測及び評価を行うに当たって必要な情報を得ることを目的とし、調査を実施する。

調査手法の検討及び実施に当たっての基本的な考え方は以下のとおりとする。

(1) 調査内容及び調査方法

調査は影響評価項目の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、予測及び評価において必要とされる精度が確保されるよう、適切な調査内容及び具体的な調査又は測定の方法を選定する。

この場合において、事業特性を勘案するに当たっては、事業内容の具体化の過程における環境保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容も把握する。

なお、地域特性を勘案するに当たっては、当該地域特性が時間の経過に伴って変化するものであることを踏まえるものとする。

法令等により調査又は測定の方法が定められている場合には、これを踏まえ適切な調査方法を選定する。

(2) 調査対象地域及び調査地点

調査の対象とする地理的範囲は、調査対象の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、対象事業の実施により環境の状況が一定程度以上変化する範囲又は環境が直接改変を受ける範囲及びその周辺等とし、その設定の理由を明らかにする。また、調査範囲の設定においては、必要に応じて概略の影響検討を実施して適切に設定する。

調査対象の特性に応じて調査対象地域内に調査地点を設定する場合は、調査内容及び特に影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、地域を代表する

地点及びその他調査の実施に適切かつ効果的な地点を設定する。 (3) 調査期間及び頻度等 調査の期間及び時期は、調査内容、地域の気象又は水象等の特性、社会的状況等に応じ、適切かつ効果的な期間及び時期を設定する。この場合において、季節の変動を把握する必要がある調査対象については、これが適切に把握できる調査期間を確保する。 既存の長期間の観測結果が存在しており、かつ、現地調査を行う場合には、当該観測結果と現地調査により得られた結果を対照する。 (4) 調査結果の整理方法 調査結果の出自及びその妥当性を明らかに出来るように、既存資料によるものについては当該情報が記載されていた文献名、<u>現地調査等によるものについては、必要に応じ公開に当たって種及び場所を特定できない形で整理する等の配慮を行う。</u> (5) 環境への影響が少ない調査方法の選定 調査の実施そのものに伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、可能な限り環境への影響の少ない調査方法を選定する。 3 予測の実施 対象事業が環境に及ぼす影響について、その内容及び程度を把握し、及び環境保全対策を検討するための情報を得ることを目的とし、選定した影響評価項目について予測を実施する。 予測手法の検討及び実施に当たっての基本的な考え方は以下のとおりとする。 (1) 予測内容及び予測方法 予測の方法は、事業特性及び地域特性を勘案し、影響評価項目に係る評価において必要とされる水準が確保されるよう、事業による環境の状態の変化の程度を予測することを基本とする。また、事業特性、地域特性及び要素の特性によっては、事業による負荷の程度を予測すること、又は事業による負荷を生じさせないための配慮の内容の明確化及びその	地点及びその他調査の実施に適切かつ効果的な地点を設定する。 (3) 調査期間及び頻度等 調査の期間及び時期は、調査内容、地域の気象又は水象等の特性、社会的状況等に応じ、適切かつ効果的な期間及び時期を設定する。この場合において、季節の変動を把握する必要がある調査対象については、これが適切に把握できる調査期間を確保するとともに、<u>年間を通じた調査については、必要に応じて観測結果の変動が少ないことが想定される時期に開始する。</u> 既存の長期間の観測結果が存在しており、かつ、現地調査を行う場合には、当該観測結果と現地調査により得られた結果を対照する。 (4) 調査結果の整理方法 調査結果の出自及びその妥当性を明らかにできるように、既存資料によるものについては当該情報が記載されていた文献名等の出典を明記する。 また、<u>現地調査結果については、結果の公開により保全上の支障が生じないよう、種及び場所を特定できない形で整理する等の配慮を行う。</u> (5) 環境への影響が少ない調査方法の選定 調査の実施そのものに伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、可能な限り環境への影響の少ない調査方法を選定する。 3 予測の実施 対象事業が環境に及ぼす影響について、その内容及び程度を把握し、及び環境保全対策を検討するための情報を得ることを目的とし、選定した影響評価項目について予測を実施する。 予測手法の検討及び実施に当たっての基本的な考え方は以下のとおりとする。 (1) 予測内容及び予測方法 予測の方法は、事業特性及び地域特性を勘案し、影響評価項目に係る評価において必要とされる水準が確保されるよう、事業による環境の状態の変化の程度を予測することを基本とする。また、事業特性、地域特性及び要素の特性によっては、事業による負荷の程度を予測すること、又は事業による負荷を生じさせないための配慮の内容の明確化及びその
---	---

効果の検討をもって予測に替えることができる。 なお、環境の状態の変化の程度の予測においては、数理モデルに基づく数値計算、模型等による実験、既存事例の引用又は解析等の方法のうちから、適切な手法を選定して行う。この場合、定量的に把握することを基本とし、定量的な把握が困難な場合は定性的に把握する。 (2) 予測地域及び予測地点 予測の対象とする地理的範囲は、事業特性及び地域特性を十分勘案し、調査地域のうちから適切に設定する。 予測指標の特性に応じて予測地点を設定する場合は、予測内容、保全すべき対象の状況、地形、気象又は水象の状況等に応じ、地域を代表する地点、特に影響を受けるおそれのある地点、保全すべき対象等への影響を的確に把握できる地点等を設定する。 (3) 予測の対象時期 予測の対象とする時期は、事業特性、地域の気象又は水象等の特性、社会的状況等を十分に勘案し、予測内容ごとに工事、存在、供用による環境影響を的確に把握できる時期を設定する。 工事による影響については工事中の影響が最大となる時期又は工事終了時、存在による影響については工事終了後一定期間を経過し、存在による影響がほぼ確定した時期、供用による影響については供用時の活動が定常的な状態に達した時期を基本として、適切な時期を設定する。ただし、存在及び供用による影響が上記のような状態に達するまでに長期間を要する場合や供用による影響の変動が大きい場合等においては、必要に応じて中間的な時期等適切な時期に補足的に予測を行う。 (4) 予測の前提条件の明確化 予測に当たっては、予測の手法に係る予測地域等の設定の根拠、予測の手法の特徴及びその適用範囲、予測の前提となる条件、予測で用いた原単位及びパラメータ等について、地域の状況等に照らし、それぞれその内容及び妥当性を明ら	効果の検討をもって予測に替えることができる。 なお、環境の状態の変化の程度の予測においては、数理モデルに基づく数値計算、模型等による実験、既存事例の引用又は解析等の方法のうちから、適切な手法を選定して行う。この場合、定量的に把握することを基本とし、定量的な把握が困難な場合は定性的に把握する。 (2) 予測地域及び予測地点 予測の対象とする地理的範囲は、事業特性及び地域特性を十分勘案し、調査地域のうちから適切に設定する。 予測指標の特性に応じて予測地点を設定する場合は、予測内容、保全すべき対象の状況、地形、気象又は水象の状況等に応じ、地域を代表する地点、特に影響を受けるおそれのある地点、保全すべき対象等への影響を的確に把握できる地点等を設定する。 (3) 予測の対象時期 予測の対象とする時期は、事業特性、地域の気象又は水象等の特性、社会的状況等を十分に勘案し、予測内容ごとに工事、存在、供用による環境影響を的確に把握できる時期を設定する。 工事による影響については工事中の影響が最大となる時期又は工事終了時、存在による影響については工事終了後一定期間を経過し、存在による影響がほぼ確定した時期、供用による影響については供用時の活動が定常的な状態に達した時期及び供用開始後の影響が最大になる時期（当該時期が設定されることができる場合に限る。）を基本として、適切な時期を設定する。ただし、存在及び供用による影響が上記のような状態に達するまでに長期間を要する場合や供用による影響の変動が大きい場合又は対象事業に係る工事が完了する前の土地等について供用することが予定されている場合等においては、必要に応じて中間的な時期等適切な時期に補足的に予測を行う。 (4) 予測の前提条件の明確化 予測に当たっては、予測の手法に係る予測地域等の設定の根拠、予測の手法の特徴及びその適用範囲、予測の前提となる条件、予測で用いた原単位及びパラメータ等について、地域の状況等に照らし、それぞれその内容及び妥当性を、予
---	--

かに出来るように整理する。 (5) 将来の環境の状態の設定のあり方 環境の状態の予測に当たっては、当該対象事業以外の事業活動等によりもたらされる地域の将来の環境の状態（<u>将来の環境の状態の推定が困難な場合等においては、現在の環境の状態とする。</u>）を勘案して行うものとし、将来の環境の状態は、市及び県が有する情報を収集して設定するよう努める。 (6) 予測の不確実性の検討 科学的知見の限界、予測条件の不確実性等に伴う予測の不確実性について、その程度及びそれに伴う環境への影響の重大性について整理する。 4 環境保全対策の検討 第4章 環境保全措置の内容を踏まえ、対象事業が環境に及ぼす影響を回避又は低減するため、予測及び評価に基づき、環境保全対策を検討する。 また、やむを得ず影響を生じる場合には、事業の実施により損なわれる環境要素と同種の環境要素を創出すること等により損なわれる環境要素の持つ環境保全上の価値を代償するための措置（以下「代償措置」という。）を検討する。 環境保全対策の検討に当たっては、事前配慮において事業計画の熟度に応じて今後配慮していくとした事項を踏まえることとする。 なお、環境保全対策を検討した場合には、再度予測を実施する。 5 評価の実施 (1) 評価の考え方 評価は、調査及び予測の結果を踏まえ、事業の実施により影響評価項目に係る影響が、事業者により最大限に回避され、又は低減されているものであるか否かについての事業者の見解を明らかにすることにより行う。 また、評価に関しては、環境基本計画の目標や環境基準等、国、県又は市によって環境保全の観点からの基準又は目	測の結果との関係と併せて明らかにできるように整理する。 (5) 将来の環境の状態の設定のあり方 環境の状態の予測に当たっては、当該対象事業以外の事業活動等によりもたらされる地域の将来の環境の状態を明らかにできるように整理し、これを勘案して行うものとし、将来の環境の状態は、市及び県が有する情報を収集して設定するよう努める。 (6) 予測の不確実性の検討 科学的知見の限界、予測条件の不確実性等に伴う予測の不確実性について、その程度及びそれに伴う環境への影響の重大性について整理する。 <u>この場合において、必要に応じて予測の前提条件を変化させて得られるそれぞれの予測の結果のばらつきの程度により、予測の不確実性の程度を把握する。</u> 4 環境保全対策の検討 第4章 環境保全措置の内容を踏まえ、対象事業が環境に及ぼす影響を回避又は低減するため、予測及び評価に基づき、環境保全対策を検討する。 また、やむを得ず影響を生じる場合には、事業の実施により損なわれる環境要素と同種の環境要素を創出すること等により損なわれる環境要素の持つ環境保全上の価値を代償するための措置（以下「代償措置」という。）を検討する。 環境保全対策の検討に当たっては、事前配慮において事業計画の熟度に応じて今後配慮していくとした事項を踏まえることとする。 なお、環境保全対策を検討した場合には、再度予測を実施する。 5 評価の実施 (1) 評価の考え方 評価は、調査及び予測の結果を踏まえ、事業の実施により影響評価項目に係る影響が、事業者により最大限に回避され、又は低減されているものであるか否かについての事業者の見解を明らかにすることにより行う。<u>この場合において、評価に係る根拠及び検討の経緯を明らかにできるように整理する。</u> また、評価に関しては、環境基本計画
---	--

標が示されている場合は、これらとの整合が図られているか否かについても検討する。 (2) 項目ごとの評価の方法 影響評価項目ごとに、環境影響評価の実施を通じて検討した複数の計画案又は複数の環境保全対策案等について、それぞれの予測結果を比較検討することにより、実行可能な範囲内において最大限に影響の回避又は低減が図られているか否かを検討する。 また、環境保全の観点からの基準又は目標がある場合には、これの達成のための最大限の配慮がなされているか否かを検討する。 なお、項目ごとの評価は、必要に応じ、比較検討する複数の計画案又は環境保全対策案の内容により段階を区分して実施すること、あるいは影響評価の細区分ごとではなく環境要素の区分ごとにまとめて実施することができる。 (3) 総合評価の方法 影響評価項目ごとの調査、予測及び評価結果に基づき、結果の一覧表を作成するなどの整理を行い、項目選定の際の項目の重点化、簡略化の検討結果を勘案しつつ、対象事業に係る総合的な評価を行う。 6 監視計画の策定 調査、予測及び評価の結果を踏まえ、予測結果の検証及び追加的な環境保全措置を実施するため、監視計画を策定する。 なお、監視計画は第3章 事後調査等の手順に基づき、以下の事項について定める。 (1) 事後調査の対象項目及び内容 (2) 対象項目ごとの事後調査の対象時点、時期、頻度等 (3) 対象項目ごとの調査地点 (4) 対象項目ごとの調査方法	の目標や環境基準等、国、県又は市によって環境保全の観点からの基準又は目標が示されている場合は、当該評価において当該基準又は目標に照らすこととする考え方を明かにできるように整理しつつ、これらとの整合が図られているか否かについても検討する。 なお、工事の実施に当たって長期間にわたり影響を受けるおそれのある環境要素であって、当該環境要素に係る環境基準が定められているものについても、当該環境基準との整合性が図られているか否かについて検討する。 (2) 項目ごとの評価の方法 影響評価項目ごとに、環境影響評価の実施を通じて検討した複数の計画案又は複数の環境保全対策案等について、それぞれの予測結果を比較検討することにより、実行可能な範囲内において最大限に影響の回避又は低減が図られているか否かを検討する。 また、環境保全の観点からの基準又は目標がある場合には、これの達成のための最大限の配慮がなされているか否かを検討する。 なお、項目ごとの評価は、必要に応じ、比較検討する複数の計画案又は環境保全対策案の内容により段階を区分して実施すること、あるいは影響評価の細区分ごとではなく環境要素の区分ごとにまとめて実施することができる。 (3) 総合評価の方法 影響評価項目ごとの調査、予測及び評価結果に基づき、結果の一覧表を作成するなどの整理を行い、項目選定の際の項目の重点化、簡略化の検討結果を勘案しつつ、対象事業に係る総合的な評価を行う。 6 監視計画の策定 調査、予測及び評価の結果を踏まえ、予測結果の検証及び追加的な環境保全措置を実施するため、監視計画を策定する。 なお、監視計画は第3章 事後調査等の手順に基づき、以下の事項について定める。 (1) 事後調査の対象項目及び内容 (2) 対象項目ごとの事後調査の対象時点、時期、頻度等 (3) 対象項目ごとの調査地点 (4) 対象項目ごとの調査方法
---	--

(5) 事後調査の実施体制（報告書提出までの工程表及び緊急時の連絡体制等） (6) 事後調査を事業者以外の者に委託して行う場合、実施主体の名称、主たる住所等 7 準備書の作成 以上の過程により得られた結果をとりまとめ、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成する。 第4 評価書の作成に係る手順 1 意見等への対応の検討 準備書に対して出された意見書、市長意見への対応を検討し、事業者の見解としてとりまとめる。これに基づき、必要に応じ事業計画の見直し、事前配慮の再実施、保全対策の検討を行い、調査、予測及び評価を再実施する。 2 評価書の作成 以上の過程により得られた結果をとりまとめ、評価書を作成する。 3 評価書の補正 評価書に対し、市長意見が出された場合、これへの対応を検討し、必要に応じ事業計画の見直し、事前配慮の再実施、保全対策の検討を行い、調査、予測及び評価を再実施し、所定の補正を行う。 第3章 事後調査等の手順 第1 事後調査の実施 事後調査は、評価書に記載した監視計画に基づき、事業者自らが工事中及び供用後の環境の状況等について調査を実施し予測評価結果の検証を行うことにより、必要に応じて追加の環境保全措置を適切に講じるとともに、事業者自らによる環境影響評価結果に基づく適正な事業実施、市長による適切な指導、今後の予測評価技術の向上に資することを目的として行う。 1 事後調査の対象項目 事後調査の対象項目は、原則として全ての影響評価項目とする。 2 事後調査の内容 事後調査の内容は、以下の通りとする。 (1) 影響評価の対象とした環境の状況 (2) 対象事業の状況及び発生する負荷の状況	(5) 事後調査の実施体制（報告書提出までの工程表及び緊急時の連絡体制等） (6) 事後調査を事業者以外の者に委託して行う場合、実施主体の名称、主たる住所等 7 準備書の作成 以上の過程により得られた結果をとりまとめ、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成する。 第4 評価書の作成に係る手順 1 意見等への対応の検討 準備書に対して出された意見書、市長意見への対応を検討し、事業者の見解としてとりまとめる。これに基づき、必要に応じ事業計画の見直し、事前配慮の再実施、保全対策の検討を行い、調査、予測及び評価を再実施する。 2 評価書の作成 以上の過程により得られた結果をとりまとめ、評価書を作成する。 3 評価書の補正 評価書に対し、市長意見が出された場合、これへの対応を検討し、必要に応じ事業計画の見直し、事前配慮の再実施、保全対策の検討を行い、調査、予測及び評価を再実施し、所定の補正を行う。 第3章 事後調査等の手順 第1 事後調査の実施 事後調査は、評価書に記載した監視計画に基づき、事業者自らが工事中及び供用後の環境の状況等について調査を実施し予測評価結果の検証を行うことにより、必要に応じて追加の環境保全措置を適切に講じるとともに、事業者自らによる環境影響評価結果に基づく適正な事業実施、市長による適切な指導、今後の予測評価技術の向上に資することを目的として行う。 1 事後調査の対象項目 事後調査の対象項目は、原則として全ての影響評価項目とする。 2 事後調査の内容 事後調査の内容は、以下の通りとする。 (1) 影響評価の対象とした環境の状況 (2) 対象事業の状況及び発生する負荷の状況
---	---

3 事後調査の対象時点、時期、頻度等 調査の時期は、原則として予測時点とする。 但し、影響の出現に時間を要するもの、影響の程度に経時的な変動が想定されるもの等については、必要に応じて一定期間のモニタリング調査等を行う。 4 事後調査の地点 事後調査の地点は、予測地点がある場合はこれを基本とし、予測地点がない場合は、地域の環境を代表する地点、影響がもっとも大きいと想定される地点等適切かつ効果的な地点を設定する。 5 事後調査の方法 事後調査の方法は、原則として現地調査によるものとする。 測定方法等現地調査の方法は、調査手法に準じるものとする。 第2 事後調査実施後の検討 1 事後調査結果の検討 事後調査の結果は、予測評価結果と比較検討する。その結果が予測評価結果と著しく異なる場合には、事業の状況等を勘案し、その理由を検討する。 2 追加的保全措置等の検討及び実施 事後調査の結果が予測評価結果と著しく異なり、環境への影響が大きい場合には、必要に応じて追加的保全措置を検討し、実施する。その場合、追加的保全措置による効果及び環境影響について、予測評価を実施する。 また、事後調査の結果に基づき、追加的環境保全措置を実施する場合又は環境影響の継続的観察が必要と認められる場合には、再度、監視計画を策定し実施する。 第3 事後調査の報告等 以上の過程により得られた結果をとりまとめ、工事中及び供用時の区分ごとに適宜、事後調査報告書を作成し、提出する。 なお、事後調査の結果が予測評価結果と著しく異なり、環境への影響が大きい場合等においては、報告書とは別途迅速な連絡を行うこと。 第4章 環境保全措置	3 事後調査の対象時点、時期、頻度等 調査の時期は、原則として予測時点とする。 但し、影響の出現に時間を要するもの、影響の程度に経時的な変動が想定されるもの等については、必要に応じて一定期間のモニタリング調査等を行う。 4 事後調査の地点 事後調査の地点は、予測地点がある場合はこれを基本とし、予測地点がない場合は、地域の環境を代表する地点、影響がもっとも大きいと想定される地点等適切かつ効果的な地点を設定する。 5 事後調査の方法 事後調査の方法は、原則として現地調査によるものとする。 測定方法等現地調査の方法は、調査手法に準じるものとする。 第2 事後調査実施後の検討 1 事後調査結果の検討 事後調査の結果は、予測評価結果と比較検討する。その結果が予測評価結果と著しく異なる場合には、事業の状況等を勘案し、その理由を検討する。 2 追加的保全措置等の検討及び実施 事後調査の結果が予測評価結果と著しく異なり、環境への影響が大きい場合には、必要に応じて追加的保全措置を検討し、実施する。その場合、追加的保全措置による効果及び環境影響について、予測評価を実施する。 また、事後調査の結果に基づき、追加的環境保全措置を実施する場合又は環境影響の継続的観察が必要と認められる場合には、再度、監視計画を策定し実施する。 第3 事後調査の報告等 以上の過程により得られた結果をとりまとめ、工事中及び供用時の区分ごとに適宜、事後調査報告書を作成し、提出する。 なお、事後調査の結果が予測評価結果と著しく異なり、環境への影響が大きい場合等においては、報告書とは別途迅速な連絡を行うこと。 第4章 環境保全措置
--	--

第1 環境保全措置の範囲 環境保全措置とは、予測の結果に基づき、環境影響を回避、低減するために検討する環境保全対策に加え、事業の実施にあたり環境保全の観点から行う事前配慮、評価の結果なお残る環境影響について講じる代償措置、事後調査の結果に基づき講じる追加的環境保全措置を包含するものとする。 第2 環境保全措置の考え方 環境保全措置は、事業の計画及び実施の各段階に応じ、以下の回避、低減、を優先し、その結果を踏まえ代償を検討する。 1 回避 事業の全体もしくは一部の配置又は内容を変更すること等によって、影響の発生を回避する。 2 低減 事業の程度又は規模を制限すること、事業の実施方法を変更すること等によって、汚染物質や自然の損壊等影響要因の発生の程度を最小化する。 また、汚染物質の除去装置の設置や修景緑化等適切な対策を講じることにより、発生した影響要因による影響の程度を最小化する。 3 代償 事業の実施により損なわれる環境要素について、損なわれた環境要素を原則として同一の場所で修復、再生する。 また、事業の実施により損なわれた環境要素と原則として同種の環境要素を創出することにより、損なわれた環境要素の価値、機能等を代替する。 第3 環境保全措置の検討等における留意点 検討に当たっては、保全措置の内容、実施時期、実施期間、実施主体等の実施の方法を極力具体的に示すとともに、保全措置の効果（保全措置にもかかわらず存在する環境影響の程度を含む。）及び不確実性の程度、保全措置の実施に伴い生じるおそれのある環境影響等を一覧できるよう整理する。 代償のための措置を講じようとする場合には、影響の回避、低減のための措置を講じることが困難であることを明確にするとともに、損なわれる環境要素と代償さ	第1 環境保全措置の範囲 環境保全措置とは、予測の結果に基づき、環境影響を回避、低減するために検討する環境保全対策に加え、事業の実施にあたり環境保全の観点から行う事前配慮、評価の結果なお残る環境影響について講じる代償措置、事後調査の結果に基づき講じる追加的環境保全措置を包含するものとする。 第2 環境保全措置の考え方 環境保全措置は、事業の計画及び実施の各段階に応じ、以下の回避、低減を優先し、その結果を踏まえ代償を検討する。 1 回避 事業の全体もしくは一部の配置又は内容を変更すること等によって、影響の発生を回避する。 2 低減 事業の程度又は規模を制限すること、事業の実施方法を変更すること等によって、汚染物質や自然の損壊等影響要因の発生の程度を最小化する。 また、汚染物質の除去装置の設置や修景緑化等適切な対策を講じることにより、発生した影響要因による影響の程度を最小化する。 3 代償 事業の実施により損なわれる環境要素について、損なわれた環境要素を原則として同一の場所で修復、再生する。 また、事業の実施により損なわれた環境要素と原則として同種の環境要素を創出することにより、損なわれた環境要素の価値、機能等を代替する。 第3 環境保全措置の検討等における留意点 環境保全措置の検討に当たっては、環境保全措置についての複数案の比較検討、実行可能な範囲内において最大限に影響の回避又は低減が図られているか否かの検討等を通じて、講じようとする環境保全措置の妥当性を検証する。この場合においては、当該検討が段階的に行われている場合には、これらの検討を行った段階ごとに環境保全措置の具体的な内容を明らかにできるように整理する。 その際、保全措置の内容、実施時期、実施期間、実施主体等の実施の方法を極力具
--	--

れる環境要素について、十分な調査を実施、措置の内容を慎重に検討する。	体的に示すとともに、保全措置の効果（保全措置にもかかわらず存在する環境影響の程度を含む。）及び不確実性の程度、保全措置の実施に伴い生じるおそれのある環境影響等を一覧できるように整理する。 代償のための措置を講じようとする場合には、影響の回避、低減のための措置を講じることが困難であることを明確にするとともに、損なわれる環境要素と代償される環境要素について、十分な調査を実施し、措置の内容を慎重に検討し、代償措置の効果及び実施が可能と判断した根拠を可能な限り具体的に明らかにできるようにする。
第5章 環境影響評価関連図書の作成方法 第1 作成上の留意点 環境影響評価関連図書の作成に当たっては、科学的、論理的な記述に努めるとともに、表現についてはわかりやすいものとするよう努める。 環境影響評価関連図書については、必要に応じて本編と資料編とに分けるものとし、本編においては、環境影響評価の内容を記述するために必要な最小限の内容を記載し、詳細なデータ等については資料編に記載する。 また、内容の周知を図る際には、必要に応じて概要を分かりやすく記載した要約版を作成する。 図書の作成にあたり利用した文献又は資料については、出典を明らかにするとともに、現地調査については、調査実施者（委託した会社又は調査者）、実施時期、実施内容等を明記する。また、現地調査については、現地における記録、標本、写真等、調査の信頼性の検証に必要な資料について求めに応じて提出可能なように整理を行っておく。 第2 環境影響評価関連図書の記載事項 1 事業計画概要書 (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） (2) 対象事業の名称、目的及び内容 事業の目的を明らかなものとするため、事業の必要性、事業計画検討の経緯等について記載するものとする。 事業の内容については、事業の種類、	第5章 環境影響評価関連図書の作成方法 第1 作成上の留意点 環境影響評価関連図書の作成に当たっては、科学的、論理的な記述に努めるとともに、表現についてはわかりやすいものとするよう努める。 環境影響評価関連図書については、必要に応じて本編と資料編とに分けるものとし、本編においては、環境影響評価の内容を記述するために必要な最小限の内容を記載し、詳細なデータ等については資料編に記載する。 また、内容の周知を図る際には、必要に応じて概要を分かりやすく記載した要約版を作成する。 図書の作成にあたり利用した文献又は資料については、出典を明らかにするとともに、現地調査については、調査実施者（委託した会社又は調査者）、実施時期、実施内容等を明記する。また、現地調査については、現地における記録、標本、写真等、調査の信頼性の検証に必要な資料について求めに応じて提出可能なように整理を行っておく。 第2 環境影響評価関連図書の記載事項 1 事業計画概要書 (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） (2) 対象事業の名称、目的及び内容 事業の目的を明らかなものとするため、事業の必要性、事業計画検討の経緯等について記載するものとする。 事業の内容については、事業の種類、

位置、規模、土地利用等この段階において定まっている内容を記載するものとする。 (3) 対象事業実施区域及びその周囲の概況（概況調査結果） 概況調査の地理的範囲とその設定理由について記載する。 地域の環境の概要、回避及び低減等の配慮を図るべき対象及びその他地域の環境保全上の留意点を概況調査の区分ごとに記載する。 (4) 事前配慮の内容 以下の区分に従い事前配慮の内容を記載する。 ア この段階の事業計画において事前に配慮した事項及びその内容 イ 事業計画の熟度に応じて今後配慮していく事項及びその配慮の方向性的内容 ウ 当該事業においては配慮が困難な事項及びその理由 エ 当該事業においては配慮を要しない事項及びその理由 2 方法書 (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） (2) 対象事業の名称、目的及び内容 事業の目的を明らかなものとするため、事業の必要性、事業計画検討の経緯等について記載するものとする。 事業の内容については、事業の種類、位置、規模、土地利用等この段階において定まっている内容を記載するものとする。 (3) 対象事業実施区域及びその周囲の概況（概況調査結果） 事業計画概要書に記載した内容に準ずるものとし、必要に応じ修正を行ったものを記載する。 (4) 事前配慮の内容 以下の区分に従い事業計画概要書に記載した事前配慮の内容を記載する。 ア この段階の事業計画において事前に配慮した事項及びその内容 イ 事業計画の熟度に応じて今後配慮していく事項及びその配慮の方向性的内容 ウ 当該事業においては配慮が困難な事項及びその理由	位置、規模、土地利用等この段階において定まっている内容を記載するものとする。 (3) 対象事業実施区域及びその周囲の概況（概況調査結果） 概況調査の地理的範囲とその設定理由について記載する。 地域の環境の概要、回避及び低減等の配慮を図るべき対象及びその他地域の環境保全上の留意点を概況調査の区分ごとに記載する。 (4) 事前配慮の内容 以下の区分に従い事前配慮の内容を記載する。 ア この段階の事業計画において事前に配慮した事項及びその内容 イ 事業計画の熟度に応じて今後配慮していく事項及びその配慮の方向性的内容 ウ 当該事業においては配慮が困難な事項及びその理由 エ 当該事業においては配慮を要しない事項及びその理由 2 方法書 (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） (2) 対象事業の名称、目的及び内容 事業の目的を明らかなものとするため、事業の必要性、事業計画検討の経緯等について記載するものとする。 事業の内容については、事業の種類、位置、規模、土地利用等この段階において定まっている内容を記載するものとする。 (3) 対象事業実施区域及びその周囲の概況（概況調査結果） 事業計画概要書に記載した内容に準ずるものとし、必要に応じ修正を行ったものを記載する。 (4) 事前配慮の内容 以下の区分に従い事業計画概要書に記載した事前配慮の内容を記載する。 ア この段階の事業計画において事前に配慮した事項及びその内容 イ 事業計画の熟度に応じて今後配慮していく事項及びその配慮の方向性的内容 ウ 当該事業においては配慮が困難な事項及びその理由
---	---

エ 当該事業においては配慮を要しない事項及びその理由 事業計画概要書から方法書までに計画熟度の高まり等により、その内容に変更が生じた場合は変更の内容とその理由を記載する。 (5) 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法 ア 影響評価項目の選定結果 環境影響要因と環境影響要素によるマトリクスにより、選定した影響評価項目及び重点化等の区分の結果を示す。 また、影響評価項目について選定及び重点化等の区分の理由、<u>選定しなかった項目についてその理由</u>を記載する。 イ 影響評価項目ごとの調査、予測及び評価の手法 影響評価項目ごとに調査手法、予測手法及び評価手法を記載する。その際、重点化等の区分をどのように手法に反映させたかについても併せて記載する。 調査手法については、調査内容、調査方法あるいは測定方法、調査地域及び地点、調査期間及び頻度等を記載するものとする。 予測手法については、予測内容、予測方法、予測地域及び地点、予測時期等を記載するものとする。 評価手法については、(4)のイの事項のうち当該影響評価項目に関連する事項、影響の回避及び低減を図る対象又は回避及び低減を図る影響の観点、整合を図るべき環境保全の水準等について記載する。また、影響の回避及び低減のための代替案検討の範囲について可能な限り記載する。 3 準備書 (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） (2) 対象事業の名称、目的及び内容 事業の内容については、環境影響の	エ 当該事業においては配慮を要しない事項及びその理由 事業計画概要書から方法書までに計画熟度の高まり等により、その内容に変更が生じた場合は変更の内容とその理由を記載する。 (5) 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法 ア 影響評価項目の選定結果 環境影響要因と環境影響要素によるマトリクスにより、選定した影響評価項目及び重点化等の区分の結果を示す。 また、影響評価項目について選定及び重点化等の区分の理由を記載する。 イ 影響評価項目ごとの調査、予測及び評価の手法 影響評価項目ごとに調査手法、予測手法及び評価手法を記載する。その際、<u>選定の理由及び重点化等の区分をどのように手法に反映させたか</u>についても併せて記載する。 調査手法については、調査内容、調査方法あるいは測定方法、調査地域及び地点、調査期間及び頻度等を記載するものとする。 予測手法については、予測内容、予測方法、予測地域及び地点、予測時期等を記載するものとする。 評価手法については、(4)のイの事項のうち当該影響評価項目に関連する事項、影響の回避及び低減を図る対象又は回避及び低減を図る影響の観点、整合を図るべき環境保全の水準等について記載する。また、影響の回避及び低減のための代替案検討の範囲について可能な限り記載する。 ウ <u>専門家等の助言</u> <u>項目、手法の選定に当たって、専門家等の助言を受けた場合は、助言内容及びその専門家等の専門分野を記載する。</u> 3 準備書 (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） (2) 対象事業の名称、目的及び内容 事業の内容については、環境影響の
--	---

予測評価の結果最終的に採用するものとした計画の内容を示すものとし、方法書に記載した事項のほか、環境影響の予測評価において必要な事業の内容、工事の実施方法及び工程等について記載する。 (3) 対象事業実施区域及びその周囲の概況（概況調査結果） 方法書の記載事項に準じるものとし、必要に応じ修正を行ったものを記載する。 (4) 事前配慮の内容 方法書の記載事項に準じる。ただし、事業計画概要書から方法書までの段階において行った変更について分けて記述することは必要としない。 (5) 方法書についての市民等意見の概要 (6) 方法書についての市長の意見 (7) (5) 及び (6) についての事業者の見解 これらの意見により、方法書の内容を変更したり、準備書に反映させた事項についてはその箇所を明らかにする。 (8) 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法 方法書の記載事項に準じるものとし、項目並びに手法の見直しを行った場合にはその内容と見直しの経緯について記載する。 (9) 項目ごとの調査、予測及び評価の結果 項目ごとに、調査結果の概要、予測結果及び評価結果を記載する。 なお、調査結果については、(13) 調査の結果においてその内容を記載する。 (10) 環境保全対策 予測評価の過程で検討対象とした環境保全対策、そのうち採用することとした措置及びその理由等を一覧できるよう整理する。 評価の結果、やむを得ず代償のための措置を講じることとした場合は、回避、低減のための措置を講じることが困難な理由、代償措置の内容、当該措置の効果、当該措置を講じることによる環境影響等について記載する。 (11) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価 (12) 監視計画	予測評価の結果最終的に採用するものとした計画の内容を示すものとし、方法書に記載した事項のほか、環境影響の予測評価において必要な事業の内容、工事の実施方法及び工程等について記載する。 (3) 対象事業実施区域及びその周囲の概況（概況調査結果） 方法書の記載事項に準じるものとし、必要に応じ修正を行ったものを記載する。 (4) 事前配慮の内容 方法書の記載事項に準じる。ただし、事業計画概要書から方法書までの段階において行った変更について分けて記述することは必要としない。 (5) 方法書についての市民等意見の概要 (6) 方法書についての市長の意見 (7) (5) 及び (6) についての事業者の見解 これらの意見により、方法書の内容を変更したり、準備書に反映させた事項についてはその箇所を明らかにする。 (8) 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法 方法書の記載事項に準じるものとし、項目並びに手法の見直しを行った場合にはその内容と見直しの経緯について記載する。 (9) 項目ごとの調査、予測及び評価の結果 項目ごとに、調査結果の概要、予測結果及び評価結果を記載する。 なお、調査結果については、(13) 調査の結果においてその内容を記載する。 (10) 環境保全対策 予測評価の過程で検討対象とした環境保全対策、そのうち採用することとした措置及びその理由等を一覧できるよう整理する。 評価の結果、やむを得ず代償のための措置を講じることとした場合は、回避、低減のための措置を講じることが困難な理由、代償措置の内容、当該措置の効果、当該措置を講じることによる環境影響等について記載する。 (11) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価 (12) 監視計画
--	--

事後調査の対象項目及び内容、調査の対象時点・時期・頻度等、対象項目ごとの調査地点、調査方法、事後調査報告書の提出時期、事後調査を事業者以外のものが行う場合実施主体の名称・住所等について記載する。 (13) 調査の結果 項目ごとに調査結果の内容を記載する。 (14) 環境影響評価の全部又は一部を他のものに委託して行った場合には、その者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） 4 評価書 (1) 準備書に準じる事項 準備書の内容に、必要な修正を加えて記載する。 (2) 準備書に対する市民等意見の概要 (3) 準備書に対する市長の意見 (4) (2) (3) に対する事業者の見解 (5) 準備書記載事項への修正の内容 (6) 環境影響評価の全部又は一部を他のものに委託して行った場合には、その者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） なお、評価書の補正に係る記載事項は、評価書に準じる。 5 事後調査報告書 (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） (2) 対象事業の名称、目的及び内容 事業の内容には、評価書に記載した事項を記載する。 (3) 事業の実施状況 事業の進捗状況を記載する。 (4) 事後調査の実施状況 監視計画のうち、実施した（当該報告書に記載した）事後調査を明確にする。 (5) 実施した事後調査内容及び調査結果 実施した調査項目ごとに、調査の実施日時、実施者、実施方法等を記載する。 調査結果について、予測結果と比較検討が可能なように整理する。	事後調査の対象項目及び内容、調査の対象時点・時期・頻度等、対象項目ごとの調査地点、調査方法、事後調査報告書の提出時期、事後調査を事業者以外のものが行う場合実施主体の名称・住所等について記載する。 (13) 調査の結果 項目ごとに調査結果の内容を記載する。 (14) 環境影響評価の全部又は一部を他のものに委託して行った場合には、その者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） 4 評価書 (1) 準備書に準じる事項 準備書の内容に、必要な修正を加えて記載する。 (2) 準備書に対する市民等意見の概要 (3) 準備書に対する市長の意見 (4) (2) (3) に対する事業者の見解 (5) 準備書記載事項への修正の内容 (6) 環境影響評価の全部又は一部を他のものに委託して行った場合には、その者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） なお、評価書の補正に係る記載事項は、評価書に準じる。 5 事後調査報告書 (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） (2) 対象事業の名称、目的及び内容 事業の内容には、評価書に記載した事項を記載する。 (3) 事業の実施状況 事業の進捗状況を記載する。 (4) 事後調査の実施状況 監視計画のうち、実施した（当該報告書に記載した）事後調査を明確にする。 (5) 実施した事後調査内容及び調査結果 実施した調査項目ごとに、調査の実施日時、実施者、実施方法等を記載する。 調査結果について、予測結果と比較検討が可能なように整理する。
---	---

(6) 調査結果の検討 調査結果が予測結果と著しく異なる場合のその理由の検討結果、追加的保全措置を検討した場合のその内容及びその効果等の予測結果、監視計画を見直した場合その内容等を記載する。 (7) 事後調査の全部又は一部を他のものに委託して行った場合には、その者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） (8) 今後の対応 必要に応じて、今後住民から苦情等が発生した場合の対応方法、今後の自主的な環境管理計画及び住民等への情報公開方法等について記載する。 なお、法対象事業事後調査報告書の記載事項は、事後調査報告書に準じる。 第6章 補則 1 この技術指針は、今後の事例の集積や科学的知見の進展等により、必要に応じ適宜改訂を行うものとする。 2 この技術指針に定めるもののほか、必要な細目的事項は、別に定める。	(6) 調査結果の検討 調査結果が予測結果と著しく異なる場合のその理由の検討結果、追加的保全措置を検討した場合のその内容及びその効果等の予測結果、監視計画を見直した場合その内容等を記載する。 (7) 事後調査の全部又は一部を他のものに委託して行った場合には、その者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） (8) 今後の対応 必要に応じて、今後住民から苦情等が発生した場合の対応方法、今後の自主的な環境管理計画及び住民等への情報公開方法等について記載する。 なお、法対象事業事後調査報告書の記載事項は、事後調査報告書に準じる。 第6章 補則 1 この技術指針は、今後の事例の集積や科学的知見の進展等により、必要に応じ適宜改定を行うものとする。 2 この技術指針に定めるもののほか、必要な細目的事項は、別に定める。
--	--

